

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 総合的な復旧・復興計画	第2章 生活安定のための対策			

第 4 部 災害復旧・復興編

第 1 章 総合的な復旧・復興計画

第 2 章 生活安定のための対策

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 総合的な復旧・復興計画	第2章 生活安定のための対策			

第1章 総合的な復旧・復興計画

災害後、速やかに被災者の生活再建や施設の復旧等に取り組む。

一方、災害による被害が甚大な場合には、従前の都市に復旧するだけでなく、市民が暮らしやすく、安心して住み続けることができる防災まちづくり（災害復興）に取り組む。

第1節 災害復旧計画の方針

本市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに策定する。

復旧事業計画の確立にあたっては、被災原因・被災状況などを的確に把握し、再度の被害の発生防止を目標に、速やかに効果があがるよう、関係機関は十分に連絡調整を図り、計画を策定する。

第2節 災害復旧事業の種類

本市が行う災害復旧事業の種類は次のとおりである。

- ・公共土木施設災害復旧事業
- ・農林水産業施設災害復旧事業
- ・都市災害復旧事業
- ・上下水道災害復旧事業
- ・住宅災害復旧事業
- ・社会福祉施設災害復旧事業
- ・公立医療施設、病院等災害復旧事業
- ・学校教育施設災害復旧事業
- ・社会教育施設災害復旧事業
- ・復旧上必要な金融その他の資金
- ・その他の事業

➤ 災害復旧事業の詳細については資料編参照

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 総合的な復旧・復興計画	第2章 生活安定のための対策			

第3節 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という）は、著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の財政措置について定めている。

大規模な災害が発生した場合、本市としても迅速かつ適切な応急・復旧を実施するため、激甚法による助成援助などを受けるための手続きを速やかに行う。

第4節 災害復興

被災後のまちづくりは、復旧と復興に大別される。復旧は、市街地形態と道路・鉄道・公園・ライフラインの都市施設をほぼ従前の状態に回復することであるのに対して、復興は、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造などをより良いものに改変する、より安全なまちにするための新たな整備を実施することである。

本市は復興計画を速やかに作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

1. 災害復興対策本部の設置

本市は、被災状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合は、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

また、同本部の下に、復興プロジェクトチームを結成し、総合的な復興計画づくりを進める。

2. 災害復興計画の基本的な考え方

災害復興計画を策定するにあたっては、被災市街地の状況を的確に把握し、建築制限の適用状況や課題を明らかにし、復興に向けた具体的なまちづくりビジョンの明確化が必要となる。

災害復興計画は、災害後において、災害に強いまちづくりを実現するための基本計画となるものであり、市総合計画や都市計画基本方針など関連計画との整合を図った上で策定する。

3. 災害復興計画推進のための課題

発災後は、直ちに復興に向けたまちづくり計画などの災害復興計画の策定が必要となる。まちづくり計画は、地域特性や市民の意見の反映が求められるとともに、迅速な事業化が必要となり、速やかな復興に向けての具体的な手順の明確化を図っておくことが重要となる。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 総合的な復旧・復興計画	第2章 生活安定のための対策			

4. 災害復興計画の策定

4-1. 災害復興方針の策定

本市は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。

災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

4-2. 災害復興計画の策定

本市は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。災害復興計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

5. 災害復興事業の実施

5-1. 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

(1) 建築基準法第 84 条建築制限区域の指定

特定行政庁である本市は、被災した市街地で、都市計画又は土地区画整理事業の必要が認められる場合には、建築基準法第 84 条による建築制限区域の指定を行う。

(2) 被災市街地復興特別措置法上の手続き

本市は、被災市街地復興特別措置法第 5 条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限などを行う。

被災市街地復興推進地域の指定は、都市計画決定の手続きに従って行う。

5-2. 災害復興事業の実施

- ・本市は、災害復興に関する専管部署を設置する。
- ・本市は、災害復興に関する専管部署を中心に、災害復興計画に基づき災害復興事業を推進する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 総合的な復旧・復興計画	第2章 生活安定のための対策			

第2章 生活安定のための対策

災害から一日も早く復興を成し遂げるために、被災者自らが生活再建への意欲を持ち、取り組んでいけるように、様々な支援制度の活用を図りながら生活の再建・安定に向けた支援を行う。

また、支援を行う際には、被災者が抱える多様な課題が解消されるよう、被災者一人ひとりの状況を把握した上で、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する災害ケースマネジメントを遂行できるよう関係機関と連携する。

第1節 罹災証明書等の発行

罹災証明書等は、災害救助法による各種施策や市税の減免を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長が確認できる程度の被害について証明するものである。また、火災による被害については、消防長が確認できる被害について証明するものである。

平成 25 年 6 月 21 日公布の災害対策基本法第 90 条の 2 で罹災証明関係が制度化された。

1. 罹災証明の対象

罹災証明書は、災害対策基本法第 2 条第 1 項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目の証明を行う。なお、家屋以外のものが被害を受けた場合において必要があるときは、市長が行う罹災届出証明書で対応する。

- ・全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）
- ・火災による焼損、水損、爆発による被害

2. 罹災証明を行う者

- ・火災以外の罹災証明は、市長が行うものとする。
- ・火災による罹災証明は、消防長が行うものとする。

3. 罹災証明書の発行と期間

罹災証明書は、罹災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、前項の市長若しくは消防長が作成した罹災証明書をこれらの者に発行することにより行う。

罹災証明書の発行期間は、災害発生日から 6 か月以内とする。ただし、災害の規模や被害状況により期間を延長する。

なお、病気・怪我のため入院・療養していたかたや市外に避難していたかた等で、罹災証明書の申請が困難だったかたについては、相談に応じる。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 総合的な復旧・復興計画	第2章 生活安定のための対策			

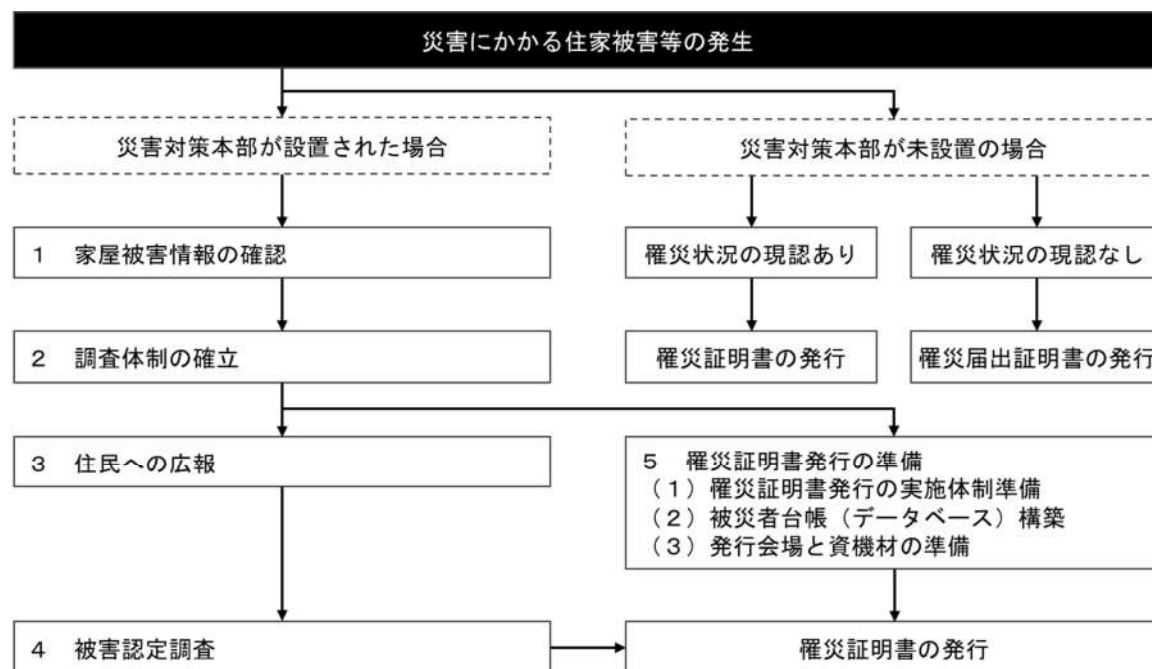


図 罹災証明書等の発行の流れ

4. 罹災証明書及び罹災届出証明書の費用

罹災証明書及び罹災届出証明書については、証明手数料は無料とする。

5. 被害認定調査の実施

5-1. 被害認定調査の準備

本市は、災害後、被害認定調査のための事前準備として、次の事項を実施する。

(1) 事前調査の実施

調査全体計画を判断するため、市職員などからの建物被害情報を基に被害全体状況を把握する。

(2) 調査概要の検討及び調査全体計画の策定

被害状況から被害認定調査に関する調査概要を検討し、調査に関する期間、方法、要員、備品等を考慮した具体的な調査全体計画を策定する。

(3) 調査員の確保

- ・ボランティア調査員（民間建築士・土地家屋調査士など）の手配
- ・相互応援協定を締結している自治体への応援職員派遣要請
- ・調査チームの編成と調査地区割りの検討

(4) 調査備品等の準備

- ・調査携帯品の調達、準備（調査票、筆記用具、携帯電話等）
- ・調査地図の用意（土地家屋現況図又は住宅地図）
- ・調査員運搬用車両の確保、手配
- ・火災調査専用車両及び火災調査資機材の確保

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 総合的な復旧・復興計画	第2章 生活安定のための対策			

5-2. 被害認定調査の実施

調査は、概ね次の流れで実施する。

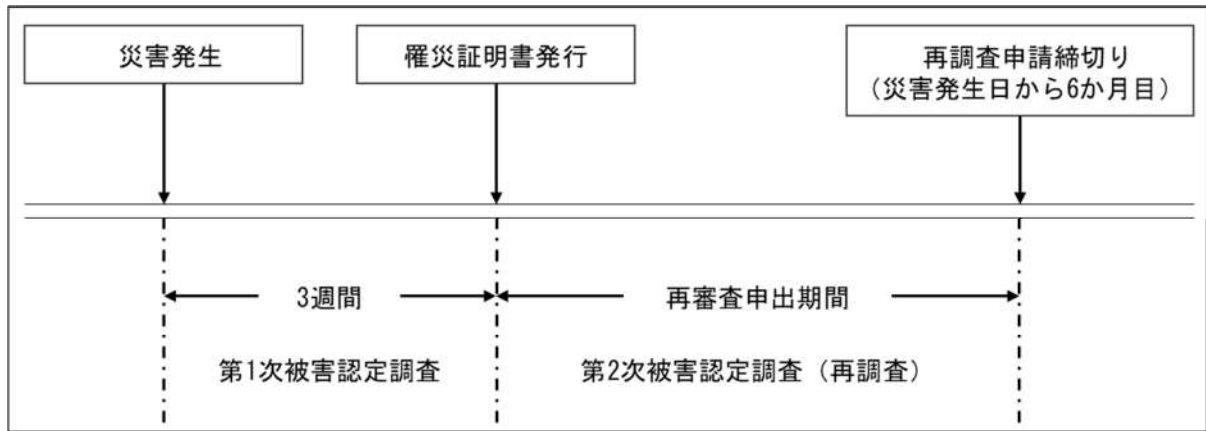


図 調査の流れ

(1) 第1次被害認定調査

被害家屋を対象に原則3人1組で外観から目視調査を行う。

調査員は、市職員及びボランティア調査員（土地家屋調査士等）、応援自治体職員とする。

火災による損害状況調査は、災害活動が概ね収束した後に行い、消防職員の火災調査専用車両等を有効活用し市内全域の調査を行う。

(2) 第2次被害認定調査

第1次調査の結果に不服のあった家屋及び第1次調査が物理的にできなかった家屋について、申し出に基づき、原則3人1組で、1棟ごとに内部立ち入り調査を実施する。

調査員は、市職員及びボランティア調査員（民間建築士等）、応援自治体職員とする。

6. 被災者台帳の作成及び活用

被災者の被災状況やその後の生活再建支援の実施状況を一元的に管理する「被災者台帳」を作成する。被災者の情報や支援の実施状況等の情報を被災者台帳に登録し、必要に応じて他市町村等へ情報提供を行うことにより、総合的かつ効率的な被災者の各種支援に活用する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 総合的な復旧・復興計画	第2章 生活安定のための対策			

7. 再調査の申し出と調査実施

被災者は、罹災証明書の判定結果に不服があった場合及び第1次被害認定調査が物理的にできなかった家屋について、災害発生日から6か月以内の期間であれば再調査を申し出ることができる。

申し出のあった家屋に対し、市職員が迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡するとともに、罹災証明書を発行する。同時に、被災者台帳を修正する。

なお、判定の困難なものについては、本市が判定委員会（専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者等から委員を市長が委嘱する）を設置し、判定委員会の意見を踏まえて市長が判定する。

8. 罹災届出証明書の発行

市内で発生した地震や風水害などの災害によって被害を受け、被害程度の判定を必要としない場合や家屋以外の場合に、被害があったという届出がされたことについて市長が証明を行う。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 総合的な復旧・復興計画	第2章 生活安定のための対策			

第2節 義援金品等の受入れ・配分

一般から抛出された義援金品で、本市に寄託されたもの、及び県知事又は日赤埼玉県支部から送付された市災害対策本部名義の義援金品を、确实・迅速に被災者に配分する。

1. 義援金

1-1. 受付窓口の開設

本市は、義援金の受付窓口を開設し、直接義援金品を受け付けるほか、銀行等に市災害対策本部名義の普通預金口座を開設し、振込みによる義援金を受け付ける。

なお、県又は日赤埼玉県支部から送付された義援金に関しても、適切に受け付ける。

1-2. 受付・募集

(1) 市へ直接送付された義援金の受付

ア 受付

義援金の受付は、原則として本市が開設した窓口及び銀行口座振込とする。

イ 受領書の発行

本市は、受領した義援金についての受領書を発行する。ただし、銀行口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

(2) 義援金の募集

被災者に対する義援金の募集を必要とする場合、被災者が必要とする物資と併せて、広報紙・市ホームページへの掲載とともに報道関係機関等の協力を得て、広報して募集する。

1-3. 保管・配分

本市は、義援金を送付した関係機関等と本市による義援金配分委員会を設置するとともに、被災者への配分状況についてまとめ、被災者への義援金の支給状況について、県配分委員会に報告する。

また、広報紙や町会・自治会などの協力により、義援金品の配分状況を広報する。

- ・寄託された義援金を、被災者に配分するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。
- ・義援金配分委員会は、義援金総額や被災状況を考慮して、義援金の配分について協議し、配分基準を定める。
- ・義援金配分委員会が定めた配分基準に基づき、義援金を被災者に配分する。
- ・寄託者が配分先や用途を指定した義援金を受け付けた場合、各配分先の責任において処理する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 総合的な復旧・復興計画	第2章 生活安定のための対策			

2. 義援物資

2-1. 受付・募集

本市は、義援物資の受付窓口を開設し、直接義援金品を受け付ける。

2-2. 保管・配分

義援品は、救援物資集積場所に保管し、一般救援物資と同等に配分する。

また、県又は日赤埼玉県支部から配分を受けた義援物資を日赤奉仕団等の関係団体の協力を得て、被災者に配分する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 総合的な復旧・復興計画	第2章 生活安定のための対策			

第3節 被災者の生活の安定

被災者の安定した生活の確保を図るため、職業斡旋、税などの納税緩和措置、その他の生活援護政策を実施する。

1. 被災者生活再建支援制度

1-1. 被災者生活再建支援制度の概要

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で経済的理由などにより、自立した生活を再建することが困難な者に対し、被災者生活再建支援法に基づき、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

全壊世帯数が市町村で10世帯以上、又は都道府県で100世帯以上ある場合などには同法の適用対象となる。

また、平成25年9月2日に発生した竜巻被害では、越谷市が被災者生活再建法の適用を受けたが、同じ竜巻で被災した松伏町は同法の適用除外となった。さらに、同年9月16日に発生した竜巻被害では、熊谷市が同法の適用を受けたが、同じ竜巻で被害を受けた行田市は同法の適用除外となった。

これらの事案から、平成25年11月、県と県内63市町村は、相互扶助の観点から「支援法が適用されない小規模、又は、局所的災害による被災者を支援する独自の支援策」を協議し、埼玉県・市町村被災者安心支援制度を平成26年4月1日から施行した。

なお、本市においては令和元年10月12日に発生した令和元年東日本台風の被害により、被災者生活再建支援制度が適用された。

1-2. 市の役割

- ・住宅の被害認定調査と県への随時報告
- ・罹災証明書など必要書類の発行
- ・被災世帯の支給申請などにかかる窓口業務
- ・支給申請書などの必要書類の取りまとめ及び県への送付
- ・使途実績報告書の取りまとめ及び県への送付

1-3. 支援金の支給

本市は、被災世帯の支給申請の受付を行い、被災者台帳、罹災証明書などをもとに、支給申請書を取りまとめ、県に送付する。

2. 総合相談窓口の設置

本市は、被害状況等に応じて、被災者が受けられる支援制度の問い合わせ、相談、申請受付に一元的に対応できる窓口の設置を検討する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 総合的な復旧・復興計画	第2章 生活安定のための対策			

2-1. 市が窓口となる被災者支援制度

災害時の被災者支援として実施される制度は多岐にわたる。災害時には、各制度に関する最新の情報を収集し、被災者に情報提供することが重要である。

2-2. 被災者支援にあたっての留意点

被災者支援を効果的に実施するには、災害時広報と広聴を有機的に連携させる必要がある。実施にあたっては、次の3つの留意点に配慮する。

(1) 広報・問い合わせ等に関する関係機関との連携

様々な機関が発信する支援情報について、情報共有・連携を図りながら、適時集約した情報を被災者に提供する。

(2) 相談・各種申請の窓口を一元化

広報と問い合わせ・相談・申請受付業務を密接に連携させる。各種相談・申請手続きの簡素化を図るとともに、一元的な窓口を提供する。

(3) 業務の円滑な実施

被災者台帳等の情報について、被災者支援の関係部局で必要な範囲で情報共有し、生活再建支援業務を効果的に実施する。

3. 職業斡旋計画

災害により離職を余儀なくされた被災者の職業の斡旋について、埼玉県地域防災計画では、埼玉労働局が離職者の職業斡旋を行うこととなっている。本市は、県と協力し、埼玉労働局における次の措置を周知し、被災者の職業斡旋に努める。

3-1. 離職者発生状況に関する情報の把握と支援

災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向などの情報を速やかに把握するとともに、災害の状況に応じて次の措置を行う。

- ・被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- ・公共職業安定所に出向くことが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施
- ・職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用など
- ・災害救助法が適用された市町村から労務需要があった場合の労働者の斡旋

3-2. 雇用保険の失業給付に関する措置

(1) 証明書による失業の認定

災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業認定を行い、失業給付を行う。

(2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

ハローワーク川口は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 総合的な復旧・復興計画	第2章 生活安定のための対策			

定める措置が適用された場合は、災害による休業などのため、賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対し、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

(3) 不払い賃金の立替

災害により事業主が倒産などの状態に至り、労働者に賃金を支払うことができなくなった場合、賃金の支払確保に関する法律の要件を充たす限り、労働者の請求に応じ、速やかに不払いとなった賃金のうち一定額を立替払いするための手続をとる。

4. 税などの徴収猶予及び減免

国、県及び本市は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税、地方税（延滞金などを含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

4-1. 市税の納税緩和措置

(1) 期限の延長

被災した納税義務者などが、期限内に申告その他書類の提出又は市税を納付若しくは納入することができないと認められるときには、当該期限を延長する。

災害が治まった後、速やかに被災した納税義務者などの申請により、市長は納期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者などが市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請により 1 年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに 1 年以内の延長を行う。

(3) 減免

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について次により減免を行う。

ア 市民税

被災した納税義務者本人又は住宅、家財の被災の程度に応じて減免を行う。

イ 固定資産税

被災した固定資産（土地、家屋、償却資産）の被災の程度に応じて減免を行う。

ウ 国民健康保険税

被災した納税義務者本人又は住宅、家財の被災の程度に応じて減免を行う。

4-2. 国税などの徴収猶予及び減免

本市は、国及び県に対する被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、被災者の申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付、若しくは納入に関する期限の延長、国税・地方税（延滞金などを含む）の徴収猶予及び減免の申請に際し協力する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 総合的な復旧・復興計画	第2章 生活安定のための対策			

4-3. 国民年金保険料の免除

被災した国民年金加入者又はその世帯員が災害によって財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、日本年金機構に免除申請書を進達する。

4-4. 保育料の減免

災害により損失を受けた場合、その損失の程度に応じて減免する。

4-5. 介護保険料及び介護保険サービスの利用者負担額

災害により現に居住する自己所有の住宅や家財等の財産に損害を受けた場合、その損害の程度に応じて申請により減免を行う。

4-6. 借地借家制度の特例の適用検討

災害により被害を受けた場合、借地借家の権利関係について種々の問題が生じ、住宅の復興が阻害されることが予想される。

これらの事態に対処するため、災害時の被災者支援に関係した弁護士等専門家の意見を参考にしながら、大規模な災害の被災地域における借地借家に関する特別措置法が適用された際には、同法に基づき早期の復興を図る。

5. 生活保護

被災者の恒久的生活確保のため、本市は、生活保護法に基づく保護の要件に適合している被災者に対して、その実情を調査のうえ、困窮の程度に応じ、最低生活を保障する措置をする。

6. 郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

災害が発生した場合において、災害の状況及び公衆の被害状況など被災地域の実情に応じ、郵便事業における料金免除、郵便貯金事業における振替料金免除、簡易保険事業にかかる非常取扱いなど、災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 総合的な復旧・復興計画	第2章 生活安定のための対策			

第4節 被災者への支援

1. 被災者・世帯への支援

1-1. 生活福祉資金の貸付

災害によって被害を受けた低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対して、速やかに自立更生のための資金として、県社会福祉協議会は、市社会福祉協議会を通して、生活福祉資金の貸付を行う。また、貸付手続きの際には、民生委員・児童委員に協力を求める。

制度の対象経費	貸付限度
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150 万円以内
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250 万円以内

1-2. 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

「災害弔慰金の支給等に関する法律」及び「川口市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金は、本市が主体となり、条例に基づき実施する。

制 度	対 象	支給額
災害弔慰金の支給	①生計維持者が死亡した場合	500 万円
	②生計維持者以外が死亡した場合	250 万円
災害障害見舞金の支給	①生計維持者が重度の障害を受けた場合	250 万円
	②生計維持者以外が重度の障害を受けた場合	125 万円
災害援護資金の貸付 (所得制限あり)	貸付金額： 150～350 万円	

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 総合的な復旧・復興計画	第2章 生活安定のための対策			

第5節 中小企業等への融資

1. 中小企業への融資など

災害により被害を受けた中小企業者の復旧に資するため、本市及び県は、協力金融機関等に特別の配慮を要請し、中小企業者に対する融資を実施し、事業の安定を図る。

1-1. 県への要望

県では、災害により被災した中小企業の再建を促進するための資金対策を実施したり、一般金融機関及び政府系金融機関に対し、災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に実施されるよう要請を行うことになっている。

本市は、事業の融資が迅速かつ円滑に実施されるように県に要望するとともに、資金需要の把握、中小企業者に対する融資制度を周知する。

- ・県の災害復旧貸付
- ・日本政策金融公庫の災害復旧貸付
- ・商工組合中央金庫の災害復旧資金

1-2. 被災農業関係団体への融資など

国及び県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対して復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、再建の方法に応じた融資及び借入に伴う利子の助成を行っている。

本市は、農業関係団体から被災状況を収集し、各種制度、措置の周知、手続きに関する相談受付などを実施する。

また、経営体育成支援事業（被災農業者向け）の適用について、県を通じて国に要請する。